

組合員の皆さんへ

2020年5月27日 理事会

緊急事態宣言解除後の組合員活動について

5月25日、新型インフルエンザ等対策特別措置法による、緊急事態宣言が解除されました。しかしワクチンや十分な治療薬がないなか、感染防止対応は長期化が予想されます。その為、現在休止している組合員活動は段階を踏んで再開できるように考えていきます。

1. 組合員同士のコミュニケーションを取る為の組合員組織の機関紙・ニュースの発行、SNSによる発信を再開します。
2. 主要な機関会議(支部委員会、ブロック会議、ブロック企画、ブロック消費、エコロ福祉委員会、理事会、FEC 政策委員会等)は、感染防止の配慮をした上で、主催者の判断により開催します。
3. 生産者・組合員・非組合員が直接集合、参加するイベント企画は、下半期(10月以降)とします。

加入や供給増による事務局負担が著しく軽減したわけではありませんが、機関会議や機関紙発行は組合員活動に不可欠なものであることから再開を決定しました。本格再開までの期間に、これまでの活動の振り返りや新たな社会での活動のあり方、運営や委員のあり方について議論を深めてみてください。

全面的に組合員活動が再開できる時には、また改めてお知らせします。下半期には、皆さんが元気で活動が再開できるように、体と心の健康を保って日々を送ってください。